

不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署：都市整備部住宅政策課 No.001

処 分 名	市営住宅入居者の決定の取消し
処 分 の 概 要	市長は、入居権利者が、春日部市市営住宅条例第 10 条第 4 項の規定に違反して入居しないときは、第 1 項の承認の取り消しを行うことができます。
根拠条例等・条項	春日部市市営住宅条例（平成 17 年条例第 142 号）第 10 条第 6 項
処 分 基 準	市長は、入居権利者が、入居可能日から 15 日以内（入居権利者の病気等の、やむを得ない事由があると認めるときは、市長が指定する期間内）に入居しないときは、入居承認の取り消しを行うことができます。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：令和 2 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び
関係例規等の抜粋

【根拠条例等】

■春日部市市営住宅条例

(入居の承認等)

第10条 市長は、第7条の入居の申込みをした者（入居予定者とならなかった者を除く。以下「入居申込者」という。）が、市長が指定する期間内に次の各号に掲げる手続をしたときは、入居が可能となる日（以下「入居可能日」という。）を指定して、入居の承認をするものとする。ただし、市長は、災害その他やむを得ない事情として規則で定める者があると認めるときは、当該手続の全部又は一部を要しないものとするができる。

(1) 入居申込者と緊急時等に連絡をとることができる者であつて市長が適当と認めるもの（以下「緊急時等連絡人」という。）が連署した請書その他規則で定める書類を提出すること。

(2) 第16条第1項の規定により敷金を納付すること。

(略)

4 第1項の承認を受けた者（以下「入居権利者」という。）は、入居可能日から15日以内（入居権利者の病気その他やむを得ない事由があると認めるときは、市長が指定する期間内）に入居しなければならない。

(略)

6 市長は、入居権利者が第4項の規定に違反して入居しないときは、第1項の承認を取り消すことができる。